

第2次潟上市過疎地域持続的発展計画（案）に関する

意見募集（パブリック・コメント）実施要項

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行され、新たな過疎地域の要件が追加されたことにより、本市の旧昭和町、旧飯田川町の地域がこの要件を満たし、「過疎地域」に指定されました。これを受け、本市では令和3年9月、「潟上市過疎地域持続的発展計画」を策定し、過疎地域の持続的発展を目指してきました。

同計画の計画期間の終了を迎えるに当たり、引き続きこれらの地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、「第2次潟上市過疎地域持続的発展計画」を策定します。

この計画について市民の皆様から意見を募集します。

・資料の閲覧場所

- ① 市ホームページ
- ② 市役所企画政策課及び天王・昭和・飯田川・追分の各出張所
※ 閲覧時間は開庁日の8時30分から17時15分まで

・意見の提出期間

令和8年1月6日（火）から1月26日（月）まで

・意見を提出できる方

- ① 潟上市にお住まいの方
- ② 潟上市内に事務所・事業所を有する方
- ③ 潟上市内の事務所・事業所に勤務する方
- ④ 潟上市内の学校に在学する方

・意見提出の提出先と提出方法

- ① お持ちいただく場合
市役所企画政策課又は天王・昭和・飯田川・追分の各出張所のいずれかまで
- ② 郵送の場合
〒010-0201
潟上市天王字棒沼台 226 番地 1 潟上市役所企画政策課企画政策班宛
- ③ ファックスの場合
018-853-5211 潟上市役所企画政策課企画政策班宛
- ④ Eメールの場合
kikaku@city.katagami.lg.jp

※電話での受付は原則としていたしません。何らかのご事情で上記の方法による提出が困難な場合には、お問い合わせください(電話 018-853-5302)。

・お寄せいただいたご意見

皆様からお寄せいただいたご意見については、個人情報を除き、その内容を公表します。公表の方法は「資料の閲覧場所」に記載する方法と同様とします。